

平成27年12月3日
東日本高速道路株式会社
東北支社仙台工事事務所

三陸自動車道(仙塩道路)4車線化に向けた 通行止め及び車線規制の実施について

NEXCO東日本仙台工事事務所(宮城県仙台市)は、三陸自動車道の4車線化に向けた工事のため、仙台東部道路・三陸自動車道の仙台港インターチェンジ(IC)～利府塩釜IC及び仙台北部道路利府ジャンクション(JCT)～利府しらかし台IC間において、下記のとおり通行止めを実施します。また、通行止め解除後は上下線の追越車線が2月末(予定)まで規制され、平成27年度末の4車線化完成を目指し工事を進めてまいります。

今回の通行止めにより渋滞が予測されます。お客さまにはご迷惑をおかけしますがお出かけの際には、時間にゆとりをもっていただけますようご理解とご協力をお願いします。また、広域的な迂回や公共交通機関の利用、事前の交通情報の確認をお願いします。

記

【通行止めについて】

1. 通行止め区間 仙台東部道路・三陸自動車道
 仙台港IC～利府塩釜IC(上下線)
 仙台北部道路
 利府JCT～利府しらかし台IC(上下線)
 ※仙台港IC～仙台港北ICは仙台東部道路、
 仙台港北IC～利府塩釜ICは三陸自動車道です。【別添資料-1】
2. 通行止め期間 平成28年1月12日(火)～1月13日(水)
 (予備日:平成28年1月13日(水)～1月29日(金))
 ※通行止め開始日は土・日曜・祝日を除く
3. 通行止め時間 昼12時～翌朝6時まで(18時間連続)
4. 渋滞予測 三陸自動車道 上り線 14時～22時まで利府塩釜ICを先頭に最大4km 程度
 仙台東部道路 下り線 12時～23時まで仙台港ICを先頭に最大9km 程度
5. 迂回路 県道3号、県道8号、県道141号、県道10号【別添資料-1】

6. 工事内容 仙台港北IC～利府塩釜IC間を4車線化するために必要となる土工工事、舗装工事、標識工事等を行います。

7. 通行止めに伴う乗継料金調整について【別添資料-2】

通行止めにより高速道路を一旦流出し、通行止め区間を迂回して再度乗り継がれるお客さまは、ご利用区間に応じて通行料金を調整する「乗継調整」をします。

○乗り継ぎ可能な料金所

＜利府塩釜IC方面から＞

流出IC:利府中IC(上り線)、利府塩釜IC(上り線)

再流入IC:仙台港IC(上り線)、仙台東IC(上り線)、名取IC(上り線)、利府しらかし台IC(下り線)、泉IC(上下線)、泉PAスマートIC(上下線)、仙台宮城IC(上下線)、大和IC(上下線)、大衡IC(上下線)、今泉IC(上下線)

＜仙台港IC方面から＞

流出IC:仙台東IC(下り線)、仙台港IC(下り線)

再流入IC:利府塩釜IC(下り線)、利府中IC(下り線)、松島海岸IC(下り線)、利府しらかし台IC(下り線)、泉IC(上下線)、泉PAスマートIC(上下線)、仙台宮城IC(上下線)、大和IC(上下線)、大衡IC(上下線)

＜利府しらかし台IC方面から＞

流出IC:大和IC(上り線)、泉IC(下り線)、利府しらかし台IC(上り線)

再流入IC:利府塩釜IC(下り線)、利府中IC(上下線)、松島海岸IC(上下線)、仙台港IC(上り線)、仙台東IC(上下線)、名取IC(上下線)、今泉IC(上下線)

8. 情報提供 大雨・大雪ならびに強風の恐れがある場合は通行止めを延期します。
また、工事の進捗によっては、通行止めを予定より早く解除する場合があります。
なお、昼夜間通行止めの実施判断は、実施当日の朝方5時に行います。

【お客さま窓口】

・NEXCO東日本お客さまセンター(24時間オペレーターが対応します。)

0570-024-024

03-5338-7524(PHS・IP電話のお客さま)

・ハイウェイテレホン(24時間音声案内)

仙台局 022-711-1620

・(公財)日本道路交通情報センター

050-3369-6666(全国共通ダイヤル)

【通行止め解除後の車線規制について】【別添資料-3】

1. 車線規制場所
 - ①利府塩釜IC→仙台港北IC間 上り線 追越車線
三陸自動車道5. 0KP～仙台東部道路25. 6KP(5. 4km)
仙台港北IC→利府塩釜IC間 下り線 追越車線
仙台東部道路25. 1KP～三陸自動車道4. 7KP(5. 6km)
 - ②利府塩釜IC→仙台港北IC間 上り線 走行車線
三陸自動車道5. 0KP～仙台東部道路25. 6KP(5. 4km)
※KPはキロポスト(亘理IC(仙台東部道路起点)、仙台港北IC(三陸自動車道起点)からの距離標示)です。
2. 車線規制期間
 - ①通行止め解除後～平成28年2月末(予定)
 - ②平成28年2月末(予定)～4車線化工事完了まで※進捗状況により、日々の規制場所、規制期間、規制時間が変更となる場合があります。
3. 車線規制時間 規制開始日から規制撤去日までの終日
4. 規制工事内容
通行止め解除後は三陸自動車道 仙台港北IC～利府塩釜IC間の下り線(石巻方向へ向かう車線)が新設された区間に切り替わります。また、中央分離帯等の工事のため、上下線の追越車線が規制される中央分離帯規制を実施し、4車線化に伴う中央分離帯の改良工事、路面標示の修正、交通安全管理施設の設置等を行います。

通行止め位置図及び推奨迂回路図

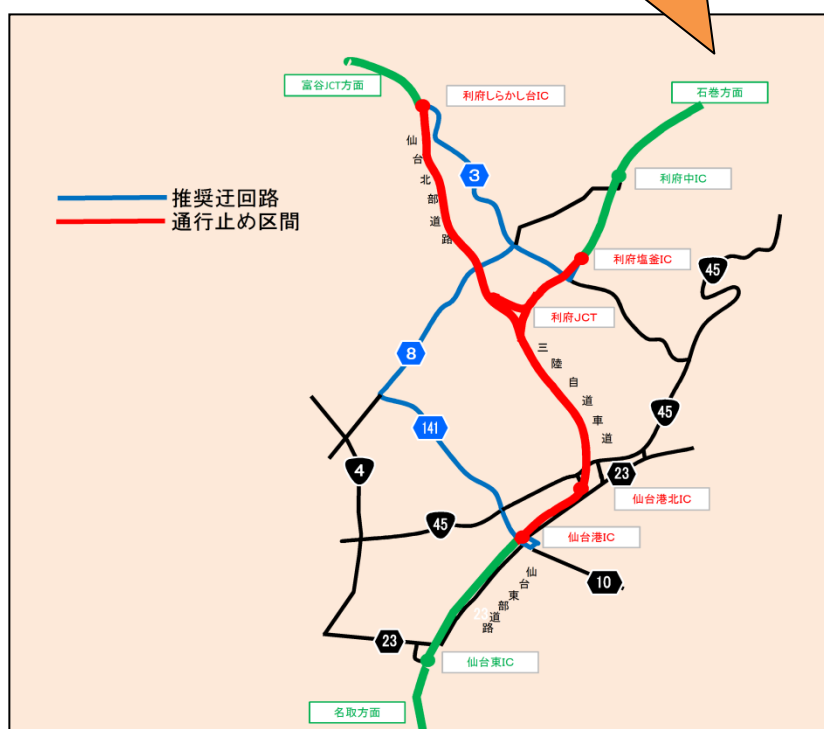
【仙台東部道路・三陸自動車道 仙台港IC～利府塩釜IC(上下線)】

【仙台北部道路 利府JCT～利府しらかし台IC(上下線)】

【通行止め広域位置図】

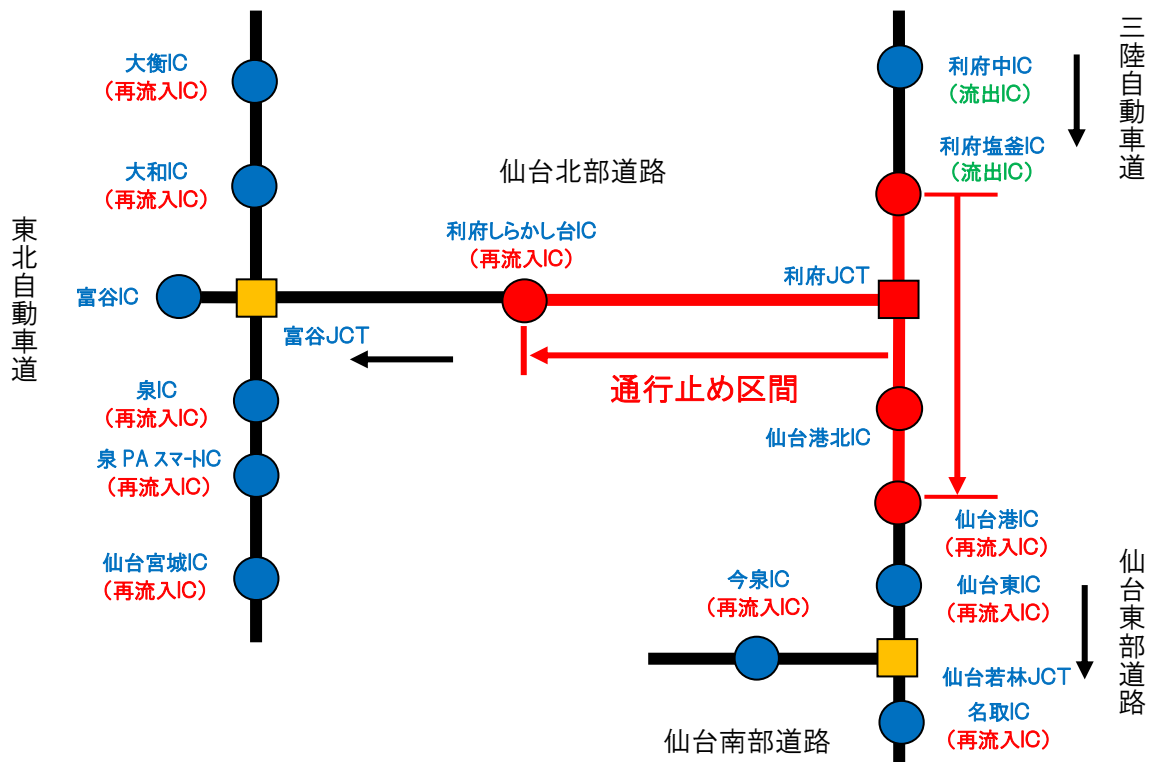


【拡大図・推奨迂回路図】

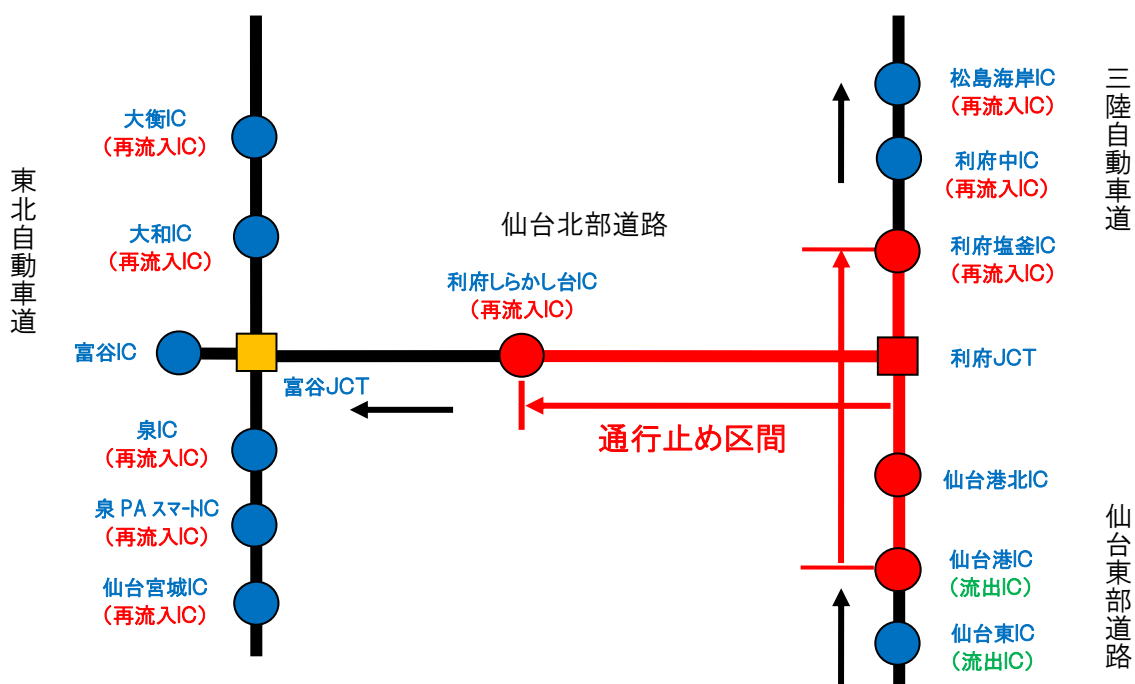


乗継料金調整について

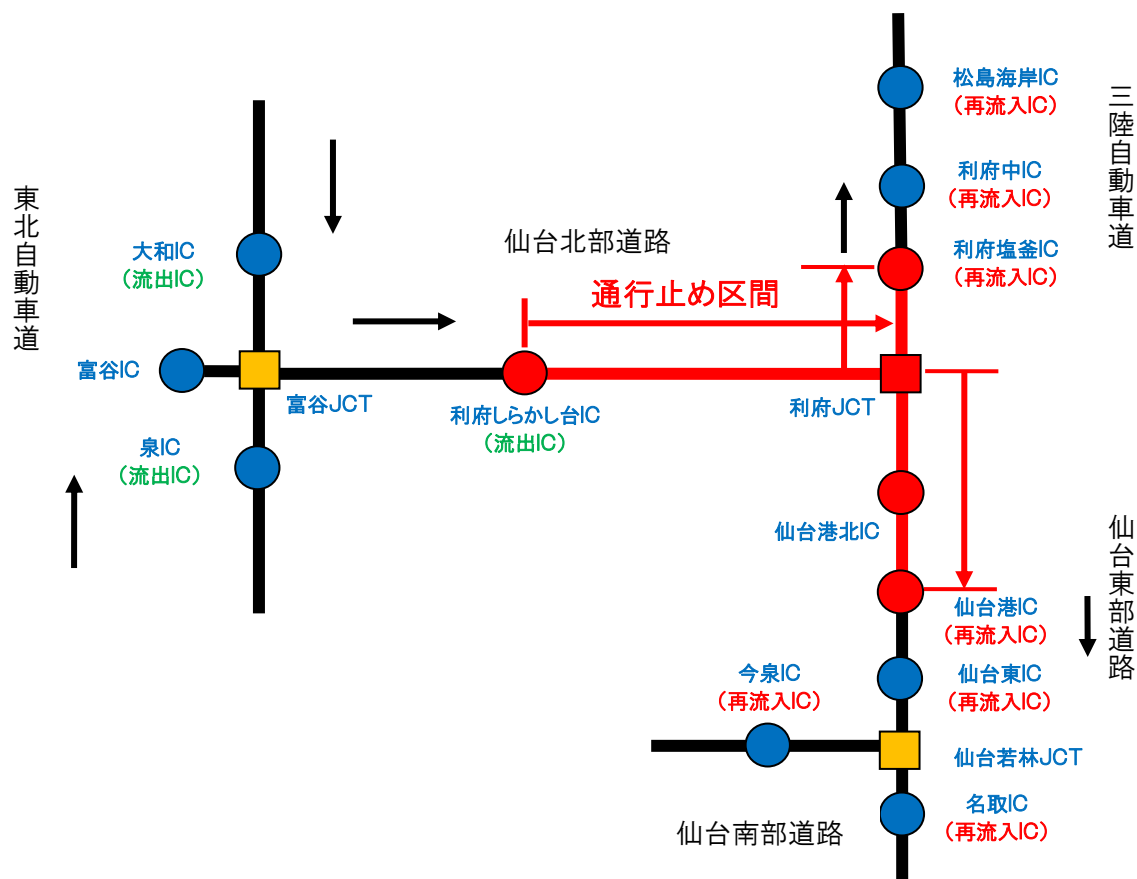
利府塩釜IC方面→仙台港IC方面又は利府しらかし台IC方面の場合



仙台港IC方面→利府塩釜IC方面又は利府しらかし台IC方面の場合



利府しらかし台IC方面→利府塩釜IC方面又は仙台港IC方面の場合



◆乗継料金調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

- ETCをご利用のお客さまは、流出ICを無線走行していただき、再流入ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません)
 - 乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。
- なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。

《現金等のお客さま》

- 現金等でお支払いのお客さまは、流出ICで「乗継証明書」をお受け取りいただき、再流入ICで通行券をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と通行券をお渡しくささい。

◆乗継料金調整に関する注意事項

※通行止め解除後は、流出ICから流入されても乗継料金調整を行います。

通行止め解除後の車線規制図

通行止め解除後は三陸自動車道 仙台港北IC～利府塩釜IC間の下り線(石巻方向へ向かう車線)が新設側に変更になります。

また、段階的に規制形態を変更しながら4車線化工事を実施して行きます。
詳しくは下図をご参照ください。

【三陸自動車道 仙台港北IC～利府塩釜IC】

